

特定生産緑地(西東京市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

地区番号	位置	面積			申出基準日	備考
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地			
			既に指定されている 区	新たに指定する 区域		
4	西東京市北町三丁目地内	約 3,592 m ²	0 m ²	約 1,578 m ²	令和6年10月26日	
23	西東京市北町一丁目地内	約 2,618 m ²	1,659 m ²	約 959 m ²	令和6年10月27日	
51	西東京市下保谷三丁目地内	約 1,404 m ²	0 m ²	約 1,404 m ²	令和6年9月29日	
合 計		約 7,614 m ²	約 1,659 m ²	約 3,941 m ²		